

【別紙様式】

山梨県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	富士山有料道路管理費補助金		
総事業費 (千円)	179,264千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	179,264千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため県の要請に協力して台数制限や営業時間短縮を実施している山梨県道路公社に対して、富士山観光の主要道路である富士山有料道路の通行を確保するための補助金を交付し、アフターコロナにおける観光の反転攻勢を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金 179,264千円 ・富士山有料道路事業の継続のために必要な委託料等 139,944千円 ・雇用維持のために必要な人件費等 39,320千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 山梨県道路公社 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 富士北麓観光は本県の観光の要であり、富士山5合目はその富士山観光の中核をなしている。富士山有料道路は麓と5合目を結ぶ県内唯一の道路であるが、有料道路事業は新型コロナウイルス感染症の影響で運営状況が悪化している。有料道路事業の縮小は本県の観光産業に大きな影響を及ぼすため、富士山有料道路事業の運営主体である山梨県道路公社を交付対象として、補助金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、富士山有料道路事業の継続が図られ富士山5合目へ通行できる唯一の道路を供用することが可能となり、富士山観光の振興に寄与できる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>富士山有料道路事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため台数制限や営業時間短縮を実施したことにより令和3年4月から12月までの料金収入が令和元年同期比78%減少し、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>山梨県道路公社を交付対象者として支援金を補助し、富士山有料道路事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		